

相続発生から相続税申告までのスケジュール



遺産分割パターンの必要書類

	書類	有効期限	取得場所	取得費用
■ 登記原因証明情報				
1	亡くなった人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本(除籍・改製原戸籍・原戸籍)	なし	亡くなった人の本籍地の市区町村役場	戸籍: 1通 450円 除籍・改製原戸籍・原戸籍: 1通 750円
2	亡くなった人の住民票の除票(または戸籍の附票)	なし	亡くなった人の最後の住所地の市区町村役場(亡くなった人の本籍地の市区町村役場)	1通 300円
3	相続人全員の戸籍謄本	亡くなった人が死亡した日以降に発行されたもの	各相続人の本籍地の市区町村役場	1通 450円
4	相続関係説明図	なし	申請者が作成	
5	遺産分割協議書	なし	相続人全員で作成	
6	相続人全員の印鑑証明書	なし	各相続人の住所地の市区町村役場	1通 300円
■ 住所証明情報				
1	不動産取得者の住民票	亡くなった人が死亡した日以降に発行されたもの	不動産を取得する相続人の住所地の市区町村役場	1通 300円
■ 評価証明情報				
1	対象不動産の固定資産評価証明書	相続登記申請を行う最新年度のもの	都税事務所 又は市区町村役場	管轄ごとに異なる
■ 登記申請書類				
1	相続登記申請書	なし	申請者が作成	
■ 代理権限証明情報				
1	委任状	なし	司法書士が作成 (司法書士に依頼する場合)	
■ 書類作成に必要なもの				
1	対象不動産の登記簿謄本	最新の情報のもの	法務局	1通 480~600円 (申請方法により異なる)
■ 相続放棄した相続人がいるときに必要な書類				
1	相続放棄申述受理証明書	なし	管轄家庭裁判所	1通 150円